

三豊市福祉年金の申請について

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳をお持ちの方に、年に一度福祉年金が支給されます。

- 対象者**
- ・平成 18 年 7 月 1 日以前の 1 年間以上、三豊市内在住であること
 - ・在宅で生活をしていること（障害者施設、老人ホーム等入所者は対象となりません）
転出入・死亡等により支給に制限があります。

支給額 障害の種類や程度または年齢により支給額が異なります。65 歳以上の方は支給年金額の半額を支給します。

身体障害者手帳

級	身体障害者	身体障害児
1 級	12,000 円	14,000 円
2 級	10,000 円	12,000 円
3 級	10,000 円	12,000 円
4 級	8,000 円	10,000 円
5 級	8,000 円	10,000 円
6 級	8,000 円	10,000 円

療育手帳

区分	知的障害者	知的障害児
Ⓐ	12,000 円	14,000 円
A	10,000 円	12,000 円
Ⓑ	10,000 円	12,000 円
B	8,000 円	10,000 円

精神障害者手帳

1 ~ 3 級	12,000 円
---------	----------

申請 福祉年金の給付を受けるには申請が必要です。該当する方には申請書をお送りしていますので、申請書と各手帳、振込み先の通帳をお持ちのうえ、各支所住民課で手続きをしてください。

なお、支給は 12 月中旬に指定の口座に振り込みます。現金でのお渡しはできませんのでご注意ください。

問い合わせ 障害福祉課 62-1127

社会保険事務局からのお知らせ

社会保険事務所の年金相談をご利用ください

香川県内の社会保険事務所では、窓口における年金相談を実施しています。平日の相談以外にも、時間延長、休日相談などを実施しています。ぜひご利用ください。

相談の予約の申し込みは、電話で基礎年金番号、相談の内容等をお知らせください。相談希望日の前日まで、それぞれの社会保険事務所の総合相談室で受け付けます。

相談の実施日と時間

年金相談	実施日	時間
平日	月～金曜日(祝日を除く)	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
時間延長	毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は火曜日)	午前 8 時 30 分～午後 7 時
休日	毎月第 2 土曜日	午前 9 時 30 分～午後 4 時

※時間延長・休日の年金相談は変更する場合があります。詳しくは香川社会保険事務局ホームページをご覧ください。

<http://www.sia.go.jp/~kagawa/>

問い合わせ・年金相談予約 香川社会保険事務局・善通寺事務所 0877(62)1661

社会保険出張相談が始まります

8 月から高瀬支所で社会保険出張相談が始まります。日頃、年金等でお聞きになりたいことがありましたら、社会保険事務所職員等が相談に応じますので、お気軽にお越しください。

日時 毎月第 4 水曜日 午前 10 時～午後 3 時 8 月は 23 日(水)

場所 高瀬支所 3 階会議室

年金のお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ

平成 17 年 10 月 31 日からお問い合わせ専用の「ねんきんダイヤル」が設置されています。受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時まで(土・日・祝日を除く)。電話が混み合っている場合は最寄りの社会保険事務所をご利用ください。

年金請求などの年金相談 0570(05)1165

年金をお受けになっている方の年金相談

0570(07)1165

個人事業者・法人の皆さんへ

消費税・地方消費税の期限内納付のお願い

消費税および地方消費税は、確定申告による納付だけでなく、直前の課税期間の消費税額に応じて中間申告による納付も必要になる場合があります。それぞれの納付期限に十分注意し、納付をしてください。

(確定申告)

区分	申告・納付期限
個人事業者	翌年 3 月末日(平成 18 年分は平成 19 年 4 月 2 日(月)まで)
法人	課税期間の末日の翌日から 2 カ月以内

(中間申告)

直前の課税期間の消費税額(地方消費税は含みません)が 48 万円を超える場合は、中間申告と納税が必要になります。詳細は最寄りの税務署にお尋ねください。

問い合わせ 観音寺税務署 25-2191